

東灘処理場  
汚泥処理施設改築更新等事業

募 集 要 項

令和3年9月

神 戸 市

## 目 次

第1	募集要項の位置づけ .....	- 1 -
第2	事業内容に関する事項 .....	- 1 -
1	事業名称 .....	- 1 -
2	事業の対象となる施設 .....	- 1 -
3	公共施設等の管理者 .....	- 2 -
4	事業目的 .....	- 2 -
5	事業方式 .....	- 2 -
6	業務内容 .....	- 3 -
(1)	設計業務 .....	- 3 -
(2)	施工業務 .....	- 3 -
(3)	維持管理・運営業務 .....	- 3 -
7	事業期間 .....	- 3 -
(1)	設計業務（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備） .....	- 3 -
(2)	DBO方式（汚泥脱水設備等・導管注入設備） .....	- 3 -
(3)	包括的民間委託（汚泥処理設備等） .....	- 4 -
(4)	公設民営（バイオマス受入設備） .....	- 4 -
(5)	民設民営（消化ガス有効利用設備） .....	- 4 -
8	事業者の収入と支払い .....	- 5 -
(1)	設計業務（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備） .....	- 5 -
(2)	DBO方式（汚泥脱水設備等・導管注入設備） .....	- 5 -
(3)	包括的民間委託（汚泥処理設備等） .....	- 5 -
(4)	公設民営（バイオマス受入設備） .....	- 5 -
(5)	民設民営（消化ガス有効利用設備） .....	- 6 -
(6)	支払限度額 .....	- 6 -
(7)	前払い金 .....	- 6 -
9	遵守すべき法令等 .....	- 6 -
10	事業費に係る参考額 .....	- 7 -
第3	事業者の募集及び選定に関する事項 .....	- 8 -
1	事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方 .....	- 8 -
2	本事業に関する担当部局（各種資料提出先） .....	- 8 -
3	募集及び選定スケジュール .....	- 9 -
4	応募者の備えるべき参加資格要件 .....	- 10 -
(1)	応募者の構成 .....	- 10 -

(2)	応募者の参加要件 .....	- 11 -
(3)	各業務における参加資格要件 .....	- 12 -
(4)	参加資格の確認 .....	- 15 -
5	優先交渉権者の選定に関する事項 .....	- 15 -
(1)	事業者選定委員会の設置 .....	- 15 -
(2)	技術提案に関する基準 .....	- 15 -
(3)	優先交渉権者の選定に関する手順 .....	- 15 -
(4)	提出書類の取扱い・著作権等 .....	- 16 -
6	一次審査に係る手続き等 .....	- 17 -
(1)	一次審査に関する質問の受付 .....	- 17 -
(3)	募集要項等に関する質問の受付 .....	- 17 -
(4)	募集要項等に関する質問書の提出期限及び回答 .....	- 17 -
(5)	要求水準書の配布資料送付願兼誓約書の受付 .....	- 18 -
(6)	要求水準書の配布資料送付願兼誓約書の提出期限 .....	- 18 -
(7)	一次審査書類の提出 .....	- 18 -
(8)	一次審査結果の通知 .....	- 19 -
(9)	応募資格がないと認めた者に対する理由の説明 .....	- 19 -
7	二次審査に係る手続き等 .....	- 19 -
(1)	技術提案書及び見積書の提出 .....	- 19 -
(2)	技術対話の実施 .....	- 20 -
(3)	技術提案書及び見積書の改善 .....	- 21 -
(4)	改善技術提案書及び改善見積書の提出 .....	- 22 -
(5)	技術提案の審査・評価 .....	- 23 -
(6)	審査結果の公表 .....	- 23 -
(7)	審査結果に係る説明の請求 .....	- 23 -
8	優先交渉権者決定後の手続き .....	- 24 -
(1)	基本協定の締結 .....	- 24 -
(2)	設計業務委託契約及び消化ガス有効利用事業契約（設計業務）の締結 .....	- 24 -
(3)	設計及び価格協議 .....	- 24 -
(4)	設計成果及び見積書の提出、設計業務完了検査 .....	- 24 -
(5)	価格交渉 .....	- 24 -
(6)	見積合せ .....	- 25 -
(7)	基本契約の締結 .....	- 25 -
(8)	工事請負契約の締結 .....	- 25 -
(9)	維持管理業務委託契約の締結 .....	- 25 -

(10)	バイオマス受入事業契約（維持管理・運營業務）の締結.....	- 25 -
(11)	消化ガス有効利用事業契約（施工業務,維持管理・運營業務）の締結 .....	- 26 -
(12)	契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類.....	- 26 -
	日本語及び日本国通貨に限る。 .....	- 26 -
第4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	- 27 -
1	責任分担及びその考え方 .....	- 27 -
(1)	責任分担の考え方 .....	- 27 -
(2)	想定されるリスクの分担 .....	- 27 -
2	本市による事業の実施状況の確認.....	- 27 -
(1)	設計・施工段階 .....	- 27 -
(2)	維持管理・運営段階.....	- 28 -
(3)	事業期間終了時の措置 .....	- 28 -
3	事業者の責任の履行に関する事項.....	- 28 -
(1)	事業者の責任の履行について .....	- 28 -
(2)	保険 .....	- 29 -
(3)	契約保証金 .....	- 29 -
(4)	社会保険加入に関する事項.....	- 30 -
第5	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	- 31 -
1	立地に関する事項 .....	- 31 -
2	本事業の対象施設の規模及び配置.....	- 31 -
第6	各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	- 32 -
第7	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	- 32 -
1	本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....	- 32 -
第8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	- 32 -
1	法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	- 32 -
2	財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	- 32 -
(1)	交付金等の取り扱い.....	- 32 -
(2)	その他財政上及び金融上の支援 .....	- 32 -

## 第1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、神戸市（以下「本市」という。）が、「東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。したがって、提出書類の作成に当たっては、募集要項等を精読の上、遺漏のないように努めること。

また、募集要項等と、先に本市が公表した「実施方針（案）」「要求水準書（案）」及び「実施方針（案）」及び要求水準書（案）に関する質問・意見等に対する回答」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

なお、先に示した「実施方針（案）」内容は、本募集要項をもって読替えるものとする。

- ① 要求水準書
- ② 優先交渉権者選定基準
- ③ 基本協定書（案）
- ④ 基本契約書（案）
- ⑤ 設計業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））
- ⑥ 工事請負契約書（案）（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備（撤去））
- ⑦ 維持管理業務委託契約書（案）（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）
- ⑧ バイオマス受入事業契約書（案）（維持管理・運営業務）
- ⑨ 消化ガス有効利用事業契約書（案）（設計業務）
- ⑩ 消化ガス有効利用事業契約書（案）（施工業務,維持管理・運営業務）

## 第2 事業内容に関する事項

### 1 事業名称

東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業

### 2 事業の対象となる施設

東灘処理場

- ① 汚泥脱水設備等
  - ア 汚泥脱水設備
  - イ 上記補機設備、関連設備
- ② 汚泥処理設備等
  - ア 汚泥濃縮設備
  - イ 汚泥消化設備
  - ウ リン回収設備

- エ 消化ガス精製設備
- オ こうべバイオガスステーション
- ③ バイオマス受入設備
- ④ 消化ガス有効利用設備
- ⑤ 導管注入設備

### 3 公共施設等の管理者

神戸市長 久元 喜造

### 4 事業目的

本市の基幹処理場である東灘処理場（以下「本処理場」という。）は、主に東灘区・灘区の汚水を処理する処理場として昭和 37 年に供用開始しており、現在約 16 万 m<sup>3</sup>/日の汚水処理を行っている。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では壊滅的な被害を受け、約 100 日間にわたり処理機能が停止したが、復旧・復興の過程においては下水処理という基本的な役割だけではなく、再生可能エネルギーの有効利用として、自動車燃料（こうべバイオガスステーション：平成 20 年 4 月）や都市ガス導管へ注入する導管注入事業（都市ガス導管注入実証事業）：平成 22 年 10 月）といった有効利用に取り組んできた。

また、未利用の地域バイオマス（食品系及び木質系）を受入れ、下水汚泥と共処理し汚泥量の削減や消化ガスの増量を図る（KOBE グリーン・スイーツプロジェクト：平成 24 年 2 月）実証研究を実施してきた。

本事業では、下記の①から③を一体的に実施し、加えて、これらの維持管理・運営も行うことにより汚泥処理の最適化、汚泥処理コストの削減を目指すものである。

- ① 老朽化が進んだ汚泥脱水設備等の段階的改築更新
- ② 都市ガス導管注入事業に続く、下水道事業における脱炭素社会に寄与する新たな再生可能エネルギーの有効利用
- ③ さらなる脱炭素等の相乗効果が期待できる地域バイオマス受入の事業化

なお、契約方式は本事業の特徴を鑑み、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式を採用する。

### 5 事業方式

本事業の事業手法は、以下に挙げる 4 種類により構成している。

- ① DBO方式（Design、Build、Operate） : 汚泥脱水設備等・導管注入設備
- ② 包括的民間委託 : 汚泥処理設備等
- ③ 公設民営 : バイオマス受入設備

④ 民設民営

: 消化ガス有効利用設備

## 6 業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりである。

### (1) 設計業務

- ① 汚泥脱水設備等に係る実施設計業務
- ② バイオマス受入設備に係る実施設計業務
- ③ 導管注入設備の撤去に係る実施設計業務
- ④ 消化ガス有効利用設備に係る実施設計業務
- ⑤ 上記に関連して必要となる業務

### (2) 施工業務

- ① 汚泥脱水設備等の改築工事
- ② バイオマス受入設備の改築工事
- ③ 導管注入設備の撤去工事
- ④ 消化ガス有効利用設備の設置工事
- ⑤ 上記に関連して必要となる業務

### (3) 維持管理・運營業務

- ① 汚泥脱水設備等の維持管理業務（委託レベル3）
- ② 汚泥処理設備等の維持管理業務（委託レベル2）
- ③ バイオマス受入設備の維持管理・運營業務
- ④ 消化ガス有効利用設備の維持管理・運營業務

## 7 事業期間

### (1) 設計業務（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備）

- ① 本業務に係る設計期間

本業務の設計期間は、設計業務委託契約の締結日から令和4年10月14日までとする。

### (2) DBO方式（汚泥脱水設備等・導管注入設備）

- ① 本業務に係る施工期間

本業務の施工は、工事請負契約の締結日から業務を開始し、汚泥脱水設備等の改築工事及び導管注入設備の撤去工事の完了は、以下のとおりである。

なお、汚泥脱水設備等の既設に対する委託レベルは2とし、改築後の委託レベル

を3とする。

- ア 汚泥脱水設備及び補機設備 : 令和11年3月31日
- イ 関連設備 : 令和14年3月31日
- ウ 導管注入設備(撤去) : 令和6年3月31日

② 本業務に係る維持管理期間

本業務の維持管理期間は、令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。

**(3) 包括的民間委託(汚泥処理設備等)**

① 本業務に係る維持管理期間

本業務の維持管理期間は、令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。

**(4) 公設民営(バイオマス受入設備)**

① 本業務に係る施工期間

バイオマス受入設備は、既存の汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備の産業廃棄物処理施設設置許可を本市が取得した後から令和8年3月31日までに建設工事を完了させること。

② 本業務に係る維持管理・運営期間

本業務の維持管理・運営期間は、令和8年4月1日から令和26年3月31日までの18年間とする。

また、事業者は、業務開始までに維持管理・運営に必要な産業廃棄物処分業の許可を有していること。

**(5) 民設民営(消化ガス有効利用設備)**

① 本業務に係る設計期間

本業務の設計期間は、消化ガス有効利用事業契約(設計業務)が締結された日から令和4年10月14日までとする。

② 本業務に係る施工期間

消化ガス有効利用設備は、消化ガス有効利用事業契約(維持管理・運営業務)が締結された日から令和6年3月31日までに建設工事を完了させること。

③ 本業務に係る維持管理・運営期間

本業務の維持管理・運営期間は、令和6年4月1日から令和26年3月31日までの20年間とする。

## 8 事業者の収入と支払い

### (1) 設計業務（汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備）

- ① 本市は優先交渉権者に対して、汚泥脱水設備等、バイオマス受入設備、導管注入設備（撤去）に係る設計業務に対価を支払う。
- ② 事業者は消化ガス有効利用設備に係る設計業務に対して、消化ガス有効利用事業で得る収入から設計業務委託費を充当すること。

### (2) DBO方式（汚泥脱水設備等・導管注入設備）

#### 1) 施工業務

本市は事業者に対して、本事業の施工業務に係る対価を施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内にて支払うものとする。  
なお、支払限度額の割合は、本項の（6）に示す。

#### 2) 維持管理業務

本市は、維持管理業務に対して毎月1回支払いを行うものとする。

### (3) 包括的民間委託（汚泥処理設備等）

#### 1) 維持管理業務

本市は、維持管理業務に対して毎月1回支払いを行うものとする。

### (4) 公設民営（バイオマス受入設備）

#### 1) 施工業務

本市は事業者に対して、本業務の施工業務に係る対価を施工業務期間中に年度ごとの出来高に対して、本市が設定する支払限度額内にて支払うものとする。  
なお、支払限度額の割合は、本項の（6）に示す。

#### 2) 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって仕様を定め、バイオマス受入設備の整備を行い、地域バイオマスの受入れに対して、その受入れ代金を収入とする。

#### 3) 本市への支払い

事業者は、バイオマス受入設備を使用することに対し、使用料を本市に支払うこと。  
また、事業者は、バイオマスを汚泥脱水設備及び汚泥焼却設備で処分することに対し、本市に処分料を支払うこと。

バイオマス受入設備の使用料は、事業者の提案による仕様により決定する。使用料

の算定は、当該設備の月額償却費とする。

なお、使用料は既存施設と同等の場合は530千円/月（税抜（参考値））とする。

バイオマス処分料は、汚泥処理経費及び汚泥焼却経費により決定する。

なお、処分料は530円/m<sup>3</sup>（税抜（参考値））※とする。

※処分料については、議会議決の上、決定するものとする。

## （５）民設民営（消化ガス有効利用設備）

### １）事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス有効利用設備を用いて事業を実施し、その事業で収入を得るものとする。

### ２）本市への支払い

事業者は、消化ガス購入代金及び消化ガス有効利用設備の設置に必要な敷地等並びに水道に対する使用料を支払うものとする。

なお、消化ガスの購入単価は、7.0円/Nm<sup>3</sup>（税抜）を下限値とする。

## （６）支払限度額

本項の（２）の１）及び（４）の１）に示す施工業務に対して、各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、おおむね次のとおりとする。

なお、詳細は会計年度の支払い限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
0%	14.3%	17.4%	13.7%	11.1%	12.4%

令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
13.2%	4.5%	8.9%	4.5%

## （７）前払い金

会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

## ９ 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、

条例等を含む。)等を遵守すること。

なお、詳細は要求水準書に示す。

## 10 事業費に係る参考額

本市は、汚泥脱水設備等の施工及び維持管理業務、汚泥処理設備等の維持管理業務、導管注入設備の施工（撤去）、バイオマス受入設備の施工に関して、費用を負担する。

なお、事業費の参考額は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 設計業務委託費 : 40,000,000 円 (税抜)
- ② 汚泥脱水設備等及び導管注入設備の撤去  
ア 施工業務 : 3,650,000,000 円 (税抜)
- ③ 汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等  
ア 維持管理業務 : 5,440,000,000 円 (税抜)
- ④ バイオマス受入設備  
ア 施工業務 : 技術対話時に各応募者に通知

## 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

本市は、本事業への参画を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者を選定する。

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）に基づき、設計及び施工並びに維持管理・運營業務を行うものであり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に施工並びに維持管理・運營業務に係る各種契約を締結する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、募集公告等手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2 本事業に関する担当部局（各種資料提出先）

提出先 : 〒651-0084  
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F  
建設局下水道部経営管理課

電 話 : 078-806-8036

電子メール : gesui\_gyomu\_kobo@office.city.kobe.lg.jp

### 3 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおり予定している。

変更がある場合は、随時情報を公開する。

時 期	内 容
令和3年9月29日(水)	公告(募集要項等の公表)
令和3年10月13日(水)	一次審査に対する質疑の提出
令和3年10月22日(金)	一次審査に対する質疑の回答公表 募集要項等に対する質疑の提出 要求水準書の配布資料送付願兼誓約書の提出
令和3年11月12日(金)	一次審査書類の提出
令和3年11月26日(金)	一次審査の結果の通知 募集要項等に対する質疑の回答公表
令和3年12月21日(火)から 令和3年12月22日(水)	技術提案書の提出 見積書の提出
令和4年1月20日(木)から 令和4年1月21日(金)	技術対話の実施(参考額提示)
令和4年2月10日(木)	改善通知
令和4年3月1日(火)から 令和4年3月2日(水)	改善技術提案の提出 改善見積書の提出
令和4年3月28日(月)	優先交渉権者の決定(二次審査結果)
令和4年4月11日(月)	見積合せ(設計業務)
令和4年4月13日(水)	基本協定及び設計業務委託契約等の締結
令和4年4月13日(水)から 令和4年10月14日(金)	設計・価格協議
令和4年10月14日(金)	設計成果及び見積書の提出 設計業務完了検査
令和4年10月17日(月)	価格交渉
令和4年11月15日(火)	特定通知
令和4年11月16日(水)	見積合せ(施工、維持管理等)
見積り合せ後速やかに	基本契約の締結
令和4年11月18日(金)	各契約の締結
契約締結後速やかに	施工及び維持管理・運営に係る工事及び業務着手
令和6年4月から	維持管理・運營業務開始
令和14年3月末まで	工事の完了

#### 4 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業の応募者は、一次審査書類の受付締切日までに参加資格要件を全て満たすこと。  
また、本市は、応募者の資格の確認を行うために一次審査を実施する。

##### (1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業または複数の企業から構成し、以下の役割を果たすこと。  
ただし、1社が複数の役割を果たすことを妨げない。
  - ア 本事業の設計を行う企業
  - イ 本事業の施工を行う企業
  - ウ 本事業の維持管理を行う企業
  - エ 本事業の維持管理・運営を行う企業
- ② 応募者を構成する企業数は、基本的に制限を設けない。
- ③ 応募者は、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続きを行うこと。
- ④ 応募者は、本事業の施工を行う企業から代表企業を定めること。また、代表企業は本市との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行うこと。
- ⑤ 応募者は、一次審査等の書類の提出時に、各企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。なお、代表企業をはじめ、各種役割を担う企業（以下「構成企業」という。）の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合には、この限りではない。
- ⑥ 応募者を構成する構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。
- ⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

##### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## (2) 応募者の参加要件

応募者の主要な参加資格要件は、以下のとおりである。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167号の4の規定に該当しない者であること。
- ② 代表企業及び構成企業は、以下の条件を満たすこと。

ア 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格を有すること(規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)
- ③ 応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 応募参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間において、経営状況が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 応募者の構成企業のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がないものであること。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

・株式会社東京設計事務所

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

### (3) 各業務における参加資格要件

#### 1) 設計業務を実施する者

##### ① 施工に関する設計を自ら行う予定の場合

ア 「4) 施工を実施するもの①共通」に示す各工事を担当する各構成企業が、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者(以下「設計技術者」という。)を当該設計に配置できること。管理技術者と設計主任技術者は兼務することができるが、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼務することができる。本工事に関する設計を設計受託者に委託する予定の場合、「4) 施工を実施するもの」に示す各施工を担当する構成企業が、以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者を当該設計に配置できること。その場合、予定設計受託者が設計主任技術者及び照査技術者を配置すること。なお、この場合において、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

(ア) 技術士(上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は総合技術監理部門(上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか))の資格を有する者であること。

(イ) R C C M(選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか)の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者(わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)で、(ア)又は(イ)相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

##### ② 本工事に関する設計を構成企業(建設コンサルタント)が行う場合、当該建設コンサルタントは、以下の条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること(規則第3条の2第1項又は第27条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)

イ 以下の(ア)から(ウ)のいずれかを満たす、設計に係る管理技術者及び設計主任技術者並びに照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

(ア) 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とする。))、又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道部門-下水道」とする。))の資格を有する

者であること。

(イ) R C C M (選択部門は下水道とする。)の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者 (わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)で、(ア) 又は (イ) 相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

ウ 平成 18 年度以降に、汚泥脱水設備の実設計業務 (機械設備、電気設備の工種を含むものに限る。) の履行実績があること。

## 2) 建設コンサルタントに設計の一部を委託する場合

① 当該建設コンサルタントは、以下の条件を満たすこと。

ア 神戸市工事請負入札参加資格又は神戸市物品等入札参加資格を有すること (規則第 3 条の 2 第 1 項又は第 27 条の 4 項 1 項に読み替えて適用する規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する認定を受けていること。)

イ 以下の (ア) から (ウ) のいずれかを満たす、設計に係る設計主任技術者及び照査技術者を当該設計に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者を兼務することはできない。

(ア) 技術士 (上下水道部門 (選択科目を「下水道」とする。)、又は総合技術監理部門 (選択科目を「上下水道部門-下水道」とする。)) の資格を有する者であること。

(イ) R C C M (選択部門は下水道とする。)の資格を有する者であること。

(ウ) 外国資格を有する技術者 (わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)で、ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者であること。

② 設計内容に応じて以下の条件を満たすこと。

ア 平成 18 年度以降に、汚泥脱水設備の実設計業務 (機械設備、電気設備の工種を含むものに限る。) の履行実績があること。

## 3) 施工を実施するもの

応募者を構成する企業のうち、施工を実施する者は、以下の要件を満たさなければならない。

① 共通

ア 機械設備工事及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する構成企業が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること。

イ 神戸市工事請負入札参加資格を有すること (規則第 3 条の 2 第 1 項又は第 27

条の4項1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)

## ② 機械

- ア 機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値通知書(本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。)における総合評定値が、機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上、かつ水道施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ウ 下水道法上の終末処理場のうち、汚泥脱水設備の固形物量が日最大10t/日以上  
の終末処理場において、脱水機の新設又は更新を元請として、平成18年度以降  
に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に  
係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含め  
ない。

## ③ 電気

- ア 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 下水道法上の終末処理場において、汚泥処理に係る電気設備工事(自社で製作  
した動力制御盤を用いたものに限る。)又は汚泥処理に係る機械設備工事におけ  
る動力制御盤(自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る。)を元請けとし  
て平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、いずれも補修工  
事及び現在施工中の工事に係るものを除く。

## 4) 維持管理業務を実施する者(汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等)

維持管理業務を単独で実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし複数の構成企業で維持管理業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業(以下、「維持管理に係る代表企業」という。)とする。維持管理業務に係る構成企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- ③ 平成18年度以降、下水道法上の終末処理場の汚泥処理施設の維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、維持管理業務を実施した実績が一次審査書類の提出日において、1年以上あること。

#### 5) 維持管理・運営を実施する者（バイオマス受入設備）

維持管理・運営業務を単独で実施する者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。ただし複数の構成企業で維持管理・運営業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業（以下、「維持管理・運営に係る代表企業」という。）とし、維持管理・運営業務に係る構成企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② バイオマス受入にあたり、業務開始までに運営に必要な産業廃棄物処分業の許可を有していること。

#### 6) 維持管理・運営を実施する者（消化ガス有効利用設備）

維持管理・運営業務を単独で実施する者は、以下に示す要件を満たすこと。ただし複数の構成企業で維持管理・運営業務を分担する場合は、統括する企業を代表企業（以下、「維持管理・運営に係る代表企業」という。）とし、維持管理・運営業務に係る構成企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 令和2・3年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

#### (4) 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

### 5 優先交渉権者の選定に関する事項

#### (1) 事業者選定委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成する事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、事業者選定委員会の公平性を損なう行為をしたものは失格とする。

#### (2) 技術提案に関する基準

別紙優先交渉権者選定基準による。

#### (3) 優先交渉権者の選定に関する手順

優先交渉権者の選定方法としては、品確法第16条に規定される段階的選抜方式を採用し、技術的能力に関する事項を評価することにより、一定の技術水準に達したものを選抜した上で、これらの者の中から優先交渉権者を選定する。

##### 1) 一次審査

本市は、応募者から提出された一次審査書類等により、技術的能力の審査を実施す

る。審査の結果、本書で示す審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない者には、競争参加資格を認めないものとする。

なお、一次審査の結果は、応募者に通知する。

## 2) 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した者（以下「一次審査通過者」という。）を対象として、別紙優先交渉権者選定基準を基に、技術提案に関する評価を行う。

なお、一次審査通過者は、技術提案書の提出に合わせて、提案に沿った見積書の提出を行うこと。

## 3) 技術対話

### ① 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び見積書に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

### ② 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案書を提出した全ての応募者を対象に実施する。

## 4) 技術提案及び見積書の改善

技術対話を経て、要求水準や施工条件を満たさない場合など本市が必要と判断した場合は、品確法第 17 条に基づき技術提案の改善通知を行い、改善技術提案及び改善見積書の提出を求めることができる。

また、本事業の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

## 5) 技術提案の審査・評価

技術審査では、各応募者から提出された技術提案書を基に採点を行う。

なお、技術審査においては、品確法第 18 条の規定により、事業者選定委員会において技術審査に対する意見を聴取した上で、優先交渉権者を選定する。

## (4) 提出書類の取扱い・著作権等

### 1) 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる。

### 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権棟の日本国の法令に基づ

いて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

### 3) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

## 6 一次審査に係る手続き等

### (1) 一次審査に関する質問の受付

一次審査に関する質問を以下の要領で受付ける。

- ① 別紙様式集の「一次審査及び募集要項等に関する質問書」様式（様式第 1-1 号，1-2 号）を用いて、質問内容を簡潔に記載し、電子メールで第 3 の 2 項に示す提出先に、提出期限までに提出すること。なお、メールの件名は「質疑（一次審査）（企業名）」とすること。
- ② メールの不受理を防止するため、質問者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。
- ③ 質問は電子メールのみで受付けるので留意すること。
- ④ 提出された質問のうち、本市において確認が必要と判断したものについては、質問を提出した応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

### (2) 一次審査に関する質問書の提出期限及び回答

#### 1) 一次審査に関する質問書の提出期限

令和 3 年 10 月 13 日（水）17 時 00 分まで

#### 2) 一次審査に関する回答

質問書に対する回答は、以下に示す時期までに本市のホームページにおいて公表する。

公表時期：令和 3 年 10 月 22 日（金）

### (3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、同項の（1）と同じ要領にて行うこと。

なお、メールの件名は「質疑（募集要項等）（企業名）」とすること。

### (4) 募集要項等に関する質問書の提出期限及び回答

#### 1) 募集要項等に関する質問書の提出期限

令和3年10月22日（金）17時00分まで

## 2) 募集要項等に関する回答

質問書に対する回答は、以下に示す時期までに本市のホームページにおいて公表する。

公表時期：令和3年11月26日（金）

## (5) 要求水準書の配布資料送付願兼誓約書の受付

本事業の参画を行う応募者については、要求水準書の参考資料を配布する。

- ① 別紙様式集の「配布資料送付願兼誓約書」様式（様式第1-3号）を用いて、電子メールで第3の2項に示す提出先に、提出期限までに提出すること。なお、メールの件名は「配布資料送付願（企業名）」とすること。
- ② メールの不受理を防止するため、応募者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、提出先に電話で到着確認を行うこと。
- ③ 送付願いは電子メールのみで受け付けるので留意すること。

## (6) 要求水準書の配布資料送付願兼誓約書の提出期限

### 1) 要求水準書の配布資料送付願兼誓約書の提出期限

令和3年10月22日（金）17時00分まで

## (7) 一次審査書類の提出

一次審査書類については、単独企業又は複数の企業で構成されるグループで提出するものとし、グループで応募する場合は代表企業が提出すること。

### 1) 提出期限

令和3年11月12日（金）17時00分まで

### 2) 提出方法

- ① 提出先 : 第3の2項に示す担当部局
- ② 提出方法 : 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）による。

提出を持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

郵送で提出する場合は、提出期限の最終日時までに提出先に到達しておくこととする。

### 3) 提出書類

- ① 様式 : 様式集の様式第 2-1 号から第 2-10 号による。
- ② 提出部数 : 様式ごとに各 1 部とする。

### 4) その他

- ① 書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、応募参加資格を有するとの認定を取り消すとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

## (8) 一次審査結果の通知

応募者から提出される一次審査書類を基に、本市において一次審査を実施し、その結果について、令和 3 年 11 月 26 日（金）に単独企業又は代表企業へ電子メール及び書面により通知する。

また、一次審査通過者を対象として、二次審査に係る各種提出書類の提出の際に必要な応募者番号等も併せて通知する。

## (9) 応募資格がないと認めた者に対する理由の説明

応募資格がない旨の通知を受けた者は、本市に対して応募資格がないと認めた理由について、通知をした日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、市長に対して応募資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

### 1) 提出方法

- ① 提出先 : 第 3 の 2 項に示す担当部局
- ② 提出方法 : 提出する書類には、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、上記提出先に書面（様式任意）にて提出すること。

### 2) 本市からの回答

本市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 7 二次審査に係る手続き等

### (1) 技術提案書及び見積書の提出

一次審査通過者は、募集要項等に基づき技術提案書及び見積書を提出すること。

## 1) 提出期限

1 日目：令和 3 年 12 月 21 日（火）17 時 00 分まで

2 日目：令和 3 年 12 月 22 日（水）17 時 00 分まで

## 2) 提出方法

① 提出先：第 3 の 2 項に示す担当部局

② 提出方法：持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る）による。

提出を持参による場合は、休日を除く午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までとする。

郵送で提出する場合は、提出期限の最終日時までには提出先に到達しておくこととする。

## 3) 提出書類

① 様式：様式集の様式第 3-1 号, 3-2 号、様式第 4-1 号から第 4-12 号、様式第 5-1 号から第 5-5 号による。

② 提出部数：正本 1 部、副本 9 部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）2 部を提出すること。

③ 作成要領：様式集「技術提案書の作成要領」による。

## 4) 応募の辞退

一次審査を通過した者が応募を辞退する場合には、「応募辞退届」（様式任意）を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は、前出の 1) 及び 2) と同じとする。

## 5) その他

① 書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出された書類は、返却しない。

③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、応募参加資格を有するとの認定を取り消すとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

④ 応募者名は正本のみに記入し、副本には応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記入しないこと。

⑤ 見積書は、予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## (2) 技術対話の実施

一次審査通過者のうち、技術提案書及び見積書を提出した全ての応募者を対象として、技術対話を実施する。

なお、技術対話の範囲は、技術提案及び見積書に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

技術対話については、以下に示す要領で実施する。

### 1) 技術対話の実施時期等

技術対話の実施時期は、以下に示す2日間で実施する。

なお、日時及び開催場所については、応募者ごとに個別に連絡する。

1日目：令和4年1月20日（木）

2日目：令和4年1月21日（金）

### 2) 技術対話実施要領

一次審査通過者を対象として、別途「技術対話実施要領」をメールにて通知する。

### (3) 技術提案書及び見積書の改善

技術提案書の記載内容について、技術対話により、要求水準書に定める要件を満たしているかどうかを確認し、要件を満たしていない場合又は要件を満たしていないおそれがある場合、また、参考額と見積額の乖離が大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、品確法第17条の規定に則り技術提案の改善通知を行い改善技術提案及び改善見積書の提出を求める。

#### 1) 改善通知に係る留意事項

改善通知に係る留意事項を以下に示す。

- ① 改善通知を行う対象範囲は、以下に掲げる3点とする。また、本市が改善通知を行うに当たっては、以下の4点に対し、どの項目に該当しているかを明確にした判定結果を書面にて応募者に通知する。
  - ア 要求水準書を満たしていないと判定した項目
  - イ 要求水準書を満たしていないおそれがある項目
  - ウ 提案内容が不明瞭で採点が行えない場合
  - エ 見積書の内容の妥当性が認められない場合
- ② 要求水準書を満たしていないと判定した項目、又は要求水準書を満たしていないおそれがある項目に対する改善提案内容の取扱いとしては、改善提案の内容が要求水準書を上回る提案であったとしても、標準水準同等の採点とする。この考え方としては、要求水準未達による失格を救済するための措置として捉えること。
- ③ 提案内容が不明瞭で採点が行えない項目に対しては、改善通知を出した時点では、

採点を行わず、改善提案書に対して、採点を行うものとする。ただし、改善通知を出した項目に連動する提案項目のみ再採点を行うものとする。

## 2) 改善通知の予定日

改善通知：令和4年2月10日（木）

## (4) 改善技術提案書及び改善見積書の提出

技術対話を経て、改善通知を受けた応募者は、改善通知内容に基づき改善技術提案書及び改善見積書を提出すること。

### 1) 提出期限

1日目：令和4年3月1日（火）17時00分まで

2日目：令和4年3月2日（水）17時00分まで

### 2) 提出方法

① 提出先：第3の2項に示す担当部局

② 提出方法：持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る）による。

提出を持参による場合は、休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

郵送で提出する場合は、提出期限の最終日時までに提出先に到達しておくこととする。

### 3) 提出書類

① 改善提案書の提出内容は、修正箇所のみでよいが、本市が要求する資料の提出に  
応じなければならない。

② 改善見積書の提出内容は、修正箇所のみではなく、改善見積書の一切を提出する  
こと。

### 4) その他

① 改善書類の作成に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出された改善書類は、返却しない。

③ 改善提案書において、定性評価項目に係る採点が標準点未満又は消化ガス購入単  
価下限値未満の場合は、失格とする。

④ 提出された改善書類に虚偽の記載があった場合は、応募参加資格を有するとの認  
定を取り消すとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことが  
ある。

⑤ 応募者名は正本のみに記入し、副本には応募者名や応募者を連想させるロゴマー

ク等は記入しないこと。

- ⑥ 改善見積書は、予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## (5) 技術提案の審査・評価

技術審査では、一次審査通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書を基に採点し、評価を行う。

また、技術審査においては、品確法第 18 条の規定に則り、事業者選定委員会において技術審査に対する意見を聴取した上で、優先交渉権者を選定する。

なお、合計評価点の最も高いものが 2 人以上あるときは、くじびきにより優先交渉権者を選定する。この場合、当該応募者がくじを引かない場合は、本件事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。

また、優先交渉権者を選定されなかった応募者のうち、審査基準を満たす者に対しては、交渉権者として選定された旨及び技術評価順位を電子メールにより通知する。

## (6) 審査結果の公表

本市は、事業者選定委員会等により優先交渉権者を選定し、その結果を本市のホームページで公表する。

結果公表の日時は、以下のとおりとする。

結果公表：令和 4 年 3 月 28 日（月）13 時 00 分

## (7) 審査結果に係る説明の請求

技術評価について不服のある者は、技術評価結果の通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、市長に対して技術評価について説明を求めることができる。

### 1) 提出方法

- ① 提出先 : 第 3 の 2 項に示す担当部局
- ② 提出方法 : 提出する書類には、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、上記提出先に書面（様式任意）にて提出すること。

### 2) 本市からの回答

本市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 8 優先交渉権者決定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、本市と基本協定を締結しなければならない。

### (2) 設計業務委託契約及び消化ガス有効利用事業契約（設計業務）の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書に基づき、本事業の汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備及び導管注入設備に係る設計に関し、本市と設計業務委託契約を締結しなければならない。

また、民設民営である消化ガス有効利用事業契約（設計業務）を締結し、前出の各設計と合わせて消化ガス有効利用設備の設計を行うこと。

### (3) 設計及び価格協議

応募者の技術提案に基づく設計内容及び見積額と参考額の乖離をなくすことを目的として、優先交渉権者と本市は、価格協議を行う。

なお、価格協議の時期は、設計業務の進捗に応じて、以下に示す期間中に複数回実施する。協議方法等は、本市の指示による。

価格協議期間：令和4年4月13日（水）から令和4年10月14日（金）

### (4) 設計成果及び見積書の提出、設計業務完了検査

優先交渉権者は、設計成果及び見積書並びに見積り条件書を本市に提出した後、以下に示す日付までに設計業務の完了検査を受検する。

設計業務完了検査実施期限：令和4年10月14日（金）

### (5) 価格交渉

優先交渉権者は、設計業務の完了検査合格後速やかに、本市と価格交渉を行う。

交渉期限は、以下のとおりとする。

なお、価格交渉方法は本市の指示による。

交渉期限：令和4年10月17日（月）

- ① 価格交渉の結果、最終的な見積書等の金額が予定価格を下回った場合で、かつ各契約の締結に向けて各種条件等に照らして問題がない場合は、本市と優先交渉権者との交渉が成立したこととする。
- ② 価格交渉が成立した場合は、優先交渉権者以外の交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を電子メールにより通知する。

- ③ 価格交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としない。なお、価格交渉は前出の日時において成立することを想定しているが、当該日時に交渉が成立しない場合、見積書等を見直し交渉を行うものとする。この交渉は設計業務完了後 30 日以内（休日を除く。）までに成立に至らなかった場合は、価格交渉を不成立とする。
- ④ 価格交渉が不成立となった場合は、技術評価点の次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を電子メールにより通知した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

## **(6) 見積合せ**

見積合せの日程は、以下のとおりとする。

なお、見積合わせの方法・日時等は本市の指示による。

### **1) 設計業務委託契約**

令和 4 年 4 月 11 日（月）

### **2) 工事請負契約、維持管理業務委託契約、消化ガス有効利用事業契約**

令和 4 年 11 月 16 日（水）

## **(7) 基本契約の締結**

優先交渉権者は、見積合わせ後速やかに、基本契約書（案）に基づき、本市と基本契約を締結しなければならない。

## **(8) 工事請負契約の締結**

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の施工業務に関し、本事業の汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備及び導管注入設備に係る工事請負契約を本市と締結しなければならない。

## **(9) 維持管理業務委託契約の締結**

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、本事業の維持管理業務に関し、本事業の汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等に係る維持管理業務委託契約を本市と締結しなければならない。

## **(10) バイオマス受入事業契約（維持管理・運營業務）の締結**

優先交渉権者は、基本契約締結日からバイオマス受入事業の維持管理・運營業務開

始日までに、本事業の維持管理・運營業務に関し、本事業に係るバイオマス受入事業契約（維持管理・運營業務）を本市と締結しなければならない。

**（１１） 消化ガス有効利用事業契約（施工業務,維持管理・運營業務）の締結**

優先交渉権者は、基本契約締結後速やかに、基本契約に基づき、消化ガス有効利用事業契約の施工業務、維持管理・運營業務に関し、本事業に係る消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運營業務）を本市と締結しなければならない。

**（１２） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類**

日本語及び日本国通貨に限る。

## 第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 責任分担及びその考え方

#### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクを最も良く管理することができる主体が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

#### (2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、各契約書（案）において示す。

### 2 本市による事業の実施状況の確認

#### (1) 設計・施工段階

本市は、優先交渉権者又は工事請負事業者による設計・施工業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等を満たしていることを確認するために、設計業務委託契約及び工事請負契約に基づき、設計・施工に係る業務の監督を行う。

##### 1) 実施設計時

本市は、優先交渉権者によって行われた実施設計の内容確認を行い、要求水準並びに技術提案に示した内容に適合しない場合には、優先交渉権者に改善を求めることができ、優先交渉権者は自らの負担により、これに応じなければならない。

##### 2) 施工時

工事請負事業者は、定期的に本市から施工状況等の確認を受けること。

また、本市が要請した時、工事請負事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、本市はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。本市は、その内容について、本市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には事業者に改善を求めることができ、工事請負事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

##### 3) 工事完成及び引渡し・部分引渡し

本市は、汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備の引渡しを受ける前に、要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等に適合しているかを否かについて検査を行う。検査の結果、これらを満たしていない場合は、事業者に補修又は改造を求めることができ、工事請負事業者は自らの負担によりこれに応じなけれ

ばならない。

## (2) 維持管理・運営段階

### 1) 維持管理段階（汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等）

本市は、維持管理事業者による維持管理業務が要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等を満たしていることを確認するために、維持管理業務のモニタリングを行う。

また、維持管理業務のモニタリングにより、維持管理業務の実施状況等が維持管理業務委託契約書、要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等を満たしていないと判断される場合には、本市は、維持管理事業者に改善を求めることができ、維持管理事業者は、自らの負担により、これに応じなければならない。

### 2) 維持管理・運営段階（バイオマス受入設備）

本市は、維持管理・運営事業者による維持管理・運営業務が要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等を満たしていることを確認するために、維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

また、維持管理・運営業務のモニタリングにより、維持管理・運営業務の実施状況等が維持管理・運営業務委託契約書、要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能並びに前提条件書等を満たしていないと判断される場合には、本市は、維持管理・運営事業者に改善を求めることができ、維持管理・運営事業者は、自らの負担により、これに応じなければならない。

## (3) 事業期間終了時の措置

消化ガス有効利用事業以外の施設及び設備は、本市は事業終了後も継続して使用する。事業者は、事業期間中、維持管理・運営業務を適切に行うことにより、事業期間終了時から1年間において、本事業の対象施設について要求水準書等及び実施設計で定めた仕様及び性能等を満足する状態に保持しなければならない。

消化ガス有効利用事業の施設及び設備は、事業期間終了時若しくは本市又は事業者の解除により終了する時は、事業者の負担により、原則として原状回復とする。契約終了の1年前から本市と協議を行うものとする。

## 3 事業者の責任の履行に関する事項

### (1) 事業者の責任の履行について

事業者は、各種契約に従って、誠意をもって責任を履行する。

## (2) 保険

事業者は、施工期間中及び維持管理・運営期間中に以下の保険に加入するものとする。

### 1) 施工期間中の保険

工事請負事業者及び事業者は、工事目的物及び工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

### 2) 維持管理・運営期間中の保険

維持管理・運営事業者及び事業者は、第三者賠償責任保険、火災保険等に加入しなければならない。

## (3) 契約保証金

工事請負事業者は、工事請負契約に係る契約保証金として、工事請負契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。一方、維持管理・運営事業者は、維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約に係る契約保証金として、維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約に係る契約金額の100分の10以上の金額を納付する。ただし、両者に対し、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ② この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- ③ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約において、履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合、履行保証保険契約の契約期間が維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を本市に寄託し、維持管理業務委託契約及び維持管理・運営業務委託契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、この際の保証の額は、契約金額を各契約期間で除した額に履行保証保険契約年数を乗じた額の100分の10以上とする。

#### (4) 社会保険加入に関する事項

建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成 31 年 3 月 22 日行財契第 1423 号通知）に従い、手続きを行うこと。

社会保険未加入建設業者は、請負人となることができない。

また、原則として社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることはできない。

社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- ①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
- ②厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
- ③雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

## 第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地に関する事項

位置	: 神戸市東灘区魚崎浜町 43-3 (本場) 神戸市東灘区魚崎南町 2丁目 1-23 (管理本館)
用途地域	: 準工業地域、工業地域
敷地面積	: 173,600m <sup>2</sup>
基準建ぺい率	: 60% (準工業地域及び工業地域とも)
基準容積率	: 200% (準工業地域及び工業地域とも)

### 2 本事業の対象施設の規模及び配置

本事業の対象施設を以下に示す。

なお、対象施設の詳細は、要求水準書に示す。

- ① 汚泥脱水設備等
- ② バイオマス受入設備
- ③ 導管注入設備
- ④ 消化ガス有効利用設備
- ⑤ 汚泥処理設備等

## 第6 各種契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

各契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と優先交渉権者又は事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### 1 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各種契約に定める事由ごとに、本市又は優先交渉権者又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

## 第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 交付金等の取り扱い

本事業で建設する汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備に対しては、下水道事業に係る国の交付金等を活用することを想定している。

#### (2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。